

令和8年度（2026年度） 登米市浄化槽等設置整備事業費補助金交付事業概要

1 事業概要について

浄化槽等設置整備事業費補助金は、公共下水道又は農業集落排水区域以外の区域の一般住宅又は店舗付き住宅が対象になります。なお、伊豆沼、内沼又は長沼に生活排水が排出される地域及び長沼川流域は高度処理型浄化槽の設置区域です。

この事業は、個人が設置する浄化槽及び宅内排水設備に市で定める金額の範囲内で補助金を交付する事業であり、浄化槽の維持管理は、個人が行います。

※個人設置型事業補助対象区域であっても、以下の場合は補助金が交付されません。

- (1) 一般住宅又は店舗付き住宅以外の建物の浄化槽を設置する場合
- (2) 販売、賃貸借等営利を目的とした住宅に浄化槽を設置する場合
- (3) 既存の合併浄化槽を更新する場合
- (4) 高度処理型浄化槽設置区域に高度処理型浄化槽以外の浄化槽を設置する場合

2 補助金額について

- (1) 補助金の算定方法は、下記に定める限度額と見積書の浄化槽本体設置工事費と比較して、いずれか低い金額が補助金となります。

設置区分		補助金の上限額
補助対象浄化槽	5人槽	581,000円
	6～7人槽	724,000円
	8～10人槽	959,000円
	11～20人槽	1,643,000円
補助対象高度処理型 浄化槽	5人槽	630,000円
	6～7人槽	808,000円
	8～10人槽	1,023,000円
	11～20人槽	1,911,000円
・補助対象浄化槽設置区域で高度処理型浄化槽を設置した場合でも、補助対象浄化槽の補助金額の上限が適用されます。		
・補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。		

- (2) 宅内排水設備事業は、主たる管渠工事と蒸発拡散装置設置工事の補助金の算定方法は、工事区分ごとに算出した補助金額を合計した金額以内の額とし、30万円を上限とする。

工事区分	補助対象経費	補助金額
主たる管渠工事	主たる管渠のうち、30mを超える区間（補助対象	1m当たり5,000円

	浄化槽又は補助対象高度 処理型浄化槽部分を除 く。)に係る工事費	
蒸発拡散装置設置工事費 (設置が必要な場合)	工事費	補助対象経費の2分の1 以内の額
<ul style="list-style-type: none"> ・主たる管渠の補助対象経費に係る区間に1m未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ・合計した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 		

3 浄化槽設置までの流れ

工事業者へ施工依頼【申請者】

- ↓
- ・工事見積書作成
 - ・浄化槽設置届出提出

補助金交付申請書の提出【申請者】

↓ ◎様式第1号(第5条関係)「登米市浄化槽等設置整備事業費補助金交付申請書」

書類審査・現地確認・補助金等交付決定通知書の発行【市】

↓ ※現地確認には、申請者又は浄化槽整備士等の立会いが必要となります。

工事着手【申請者】

↓

工事完了

- ↓
- ・維持管理契約

浄化槽使用開始報告書の提出【申請者】

- ↓
- ・法定検査依頼

補助金実績報告書の提出【申請者】

↓ ◎様式第3号(第8条関係)「登米市浄化槽等設置整備事業費補助金実績報告書」

書類確認・現地確認・補助金等交付確定通知書の発行【市】

↓ ※現地確認には、申請者又は浄化槽整備士等の立会いが必要となります。

補助金交付請求書の提出【申請者】

↓ ◎様式第5号(第9条関係)「登米市浄化槽等設置整備事業費補助金交付請求書」

指定口座へ振込み【市】

4 申請期限について

令和8年(2026年)11月30日(火)まで補助金交付申請書を提出(要事前相談)

※令和9年(2027年)2月26日(金)までに実績報告書を提出

問合せ先 登米市環境事業所廃棄物対策課
登米市豊里町笑沢153-22(登米市クリーンセンター内)
TEL:0225-98-4372 FAX:0225-76-0103
E-mail:haiki@city.tome.miyagi.jp